

(仮称) 新田原臨海風力発電所の概要等

1 計画概要

(1) 目的

運転開始から 15 年以上が経過した「田原風力発電所」及び「田原臨海風力発電所」について、風力発電機の更新及び最新機種を導入による事業の高効率化を目的として建て替え（リプレース）を行うものである。また、国の政策、愛知県及び地元自治体である田原市の取組みに対して、当該地域の資源である風力を活用したクリーンエネルギーの供給をとおして貢献するとともに、田原市の活性化に寄与することを目的とする。

(2) 事業者

株式会社ジェイウインド（所在地：東京都中央区銀座六丁目 15 番 1 号）

(3) 対象事業実施区域の位置

田原市緑が浜

(4) 事業規模

発電所出力：23,980～51,600kW

〔 単機出力：4,300kW（予定）
風力発電機の基数：6～12 基程度（予定） 〕

2 手続根拠法令

環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）

3 経緯

- 2020 年 6 月 24 日 配慮書の公表・縦覧（～7 月 27 日）
- 9 月 8 日 配慮書についての知事意見の通知
- 2021 年 1 月 13 日 方法書の県への送付
- 1 月 13 日 方法書の公告・縦覧（～2 月 15 日）
- 4 月 1 日 方法書に係る住民意見の概要及び事業者見解の送付
- 4 月 23 日 審査会の開催（諮問）
- 6 月 3 日 審査会田原風力発電部会の開催
- 6 月 11 日 審査会からの答申
- 6 月 15 日 方法書についての知事意見の通知

4 今後の対応

事業者（株式会社ジェイウインド）は、知事意見等を踏まえ、調査、予測及び評価を行い、環境影響評価準備書を作成することになります。

5 対象事業実施区域の位置



※国土地理院の電子国土基本図及び白地図を加工して作成

(仮称) 新田原臨海風力発電所に係る環境影響評価の手続の流れ

